

郡山市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月7日

郡山市長 品川 萬里

郡山市条例第4号

郡山市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

郡山市職員の給与に関する条例（昭和40年郡山市条例第29号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(初任給調整手当)</p> <p>第10条 次の各号に掲げる職に新たに採用された職員には、当該各号に掲げる額を超えない範囲内の額を、第1号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から35年以内、第2号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から15年以内の期間、採用の日（第1号に掲げる職に係るものにあつては、採用後市長が規則で定める期間を経過した日）から1年を経過するごとにその額を減じて、初任給調整手当として支給する。</p> <p>(1) 医療職給料表の適用を受ける職員の職のうち採用による欠員の補充が困難であると認められる職で市長が規則で定めるもの <u>月額310,000円</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(宿日直手当)</p> <p>第22条 宿日直勤務を命ぜられた職員には、その勤務1回につき<u>5,600円</u>（執務が行われる時間が執務が通常行われる日の勤務時間の2分の1に相当する時間である日で市長が規則で定めるものに退庁時から引き続いて行われる宿日直勤務にあつては<u>8,400円</u>）を超えない範囲内において市長が定める額を宿日直手当として支給する。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(初任給調整手当)</p> <p>第10条 次の各号に掲げる職に新たに採用された職員には、当該各号に掲げる額を超えない範囲内の額を、第1号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から35年以内、第2号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から15年以内の期間、採用の日（第1号に掲げる職に係るものにあつては、採用後市長が規則で定める期間を経過した日）から1年を経過するごとにその額を減じて、初任給調整手当として支給する。</p> <p>(1) 医療職給料表の適用を受ける職員の職のうち採用による欠員の補充が困難であると認められる職で市長が規則で定めるもの <u>月額309,200円</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(宿日直手当)</p> <p>第22条 宿日直勤務を命ぜられた職員には、その勤務1回につき<u>5,500円</u>（執務が行われる時間が執務が通常行われる日の勤務時間の2分の1に相当する時間である日で市長が規則で定めるものに退庁時から引き続いて行われる宿日直勤務にあつては<u>8,250円</u>）を超えない範囲内において市長が定める額を宿日直手当として支給する。</p> <p>2 (略)</p>

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の郡山市職員の給与に関する条例（次項において「改正後の条例」という。）の規定は、令和

6年4月1日から適用する。

(給与の内払)

- 2 改正後の条例の規定を適用する場合には、この条例による改正前の郡山市職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。